

1 島根県エネルギー自立地域推進基本条例(仮称)のたたき台

2 3 前文

4 私達の生活は、多くのエネルギー消費の上に成り立っています。しかし、大量生産・大
5 量消費というライフスタイルは、環境悪化の主な原因になっています。

6 このまま放置すれば、世界規模の砂漠化の進行や海面上昇に留まらず、食糧不足、飲料
7 水の枯渇、生態系の破壊など人類が生存する基盤である地球環境への深刻な影響が予想さ
8 れます。

9 資源を過剰に消費せず、有効活用するよう、省エネルギーの推進を図ると共に、環境保
10 全型再生可能なエネルギーの創出が求められます。

11 平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う原発事故は、原発事故や事故連鎖が、環境
12 や県民の生活に取り返しのつかない深刻かつ重大な影響を与えること、真に緊急の事態に
13 対しては、社会の災害準備や対策には限度があることを再認識させました。原発立地県で
14 あり、46万9000人が島根原発の30km圏内に生活する私達としては、このような万が一の
15 原発事故によって蒙る危険性を看過することができません。

16 そして、私達は核廃棄物問題という将来世代への深刻な負の遺産を残さない責任を負っ
17 ていることを真摯に受け止めるべきであり、原子力発電から省エネルギーと原発に依存し
18 ないエネルギー政策への転換を図ることが急務となっています。

19 いまや、私達は、生活者として、また、事業者として、いかなるエネルギーを用いるか
20 の選択権を有するのではないのでしょうか。

21 島根県は、歴史的・文化的・自然的遺産を持ち、海と豊かな山に囲まれた地域です。一
22 方、島根県は、都市部への人口流出、少子高齢化、過疎化の進行が著しく、県としての対
23 策が急務となっている地域でもあります。

24 私達は、今、島根県の地域が豊富にもっている潜在的再生可能なエネルギーの積極的な
25 導入と普及に取り組み、新たな産業と雇用を創出させ、ゆたかな自立した地域社会を形成
26 することにより、将来にわたって、持続可能な循環型社会のシステムを構築するために、
27 この条例を制定します。

28 29 30 第1章 総則

31 (目的)

32 第1条

33 この条例は、持続可能な循環型社会とエネルギー自立地域の形成(以下、たんに「エネ
34 ルギー自立地域の形成等」という。)について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業
35 者及び県民の責務を明らかにするとともに、エネルギー自立地域の形成等に関する施策の
36 基本となる事項を定めることにより、エネルギー自立地域の形成等に関する施策を総合的

1 かつ計画的に推進し、もって、現在及び将来の県民の健康で文化的な安心できる生活の確
2 保に寄与することを目的とします。

3 (定義)

4 第2条

5 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

6 (1) 県民 県内に居住する者又は県内に通勤若しくは通学するものを言います。

7 (2) 事業者 県内で事業活動を行うすべての者をいいます。

8 (3) 省エネルギー エネルギーの使用の節約及び効率化を図ることをいいます。

9 (4) 再生可能エネルギー 次に掲げるエネルギーをいいます。

10 ア 太陽光、太陽熱、風力、小水力、地中熱等の自然由来の資源を活用して得られるエ
11 ネルギー

12 イ 間伐材、剪定枝、建築廃材、下水汚泥、生ゴミ等のバイオマスから得られるエネ
13 ルギー

14 ウ 廃食用油、その他食用としない植物資源によるバイオ燃料から得られるエネルギー

15 (5) エネルギー自立地域

16 ア 1年間に地域内で消費されるエネルギーの量と、地域内で生産される再生可能エネ
17 ルギーの量が、少なくとも同じである地域

18 イ 省エネルギー及び再生可能エネルギーの普及促進に地域戦略として取り組む地域

19 (基本理念)

20 第3条 地球環境を保全し、循環型社会を実現すること

21 2 福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、原子力発電から脱却すること

22 3 省エネルギーと地域でのエネルギー自立社会を目指すこと

23 4 これらを実現するためには、県と県民、事業者、再生可能エネルギー事業者が連携し、
24 一体となって取り組むべきこと

26 第2章 県および市町村の責務

27 (県の責務)

28 第4条

29 県は、県民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合
30 的に実施する役割をひろく担うものであることに鑑み(地方自治法第1条の2)、島根県
31 において、再生可能なエネルギーの積極的な導入と普及に取り組み、新たな産業と雇用を
32 創出させ、ゆたかな自立した地域社会を形成することにより、将来にわたって、持続可能
33 な循環型社会のシステムを構築する責務を負います。

34 2 県は、前項の責務を遂行するため、必要な調査を行い、エネルギー自立地域の形成
35 等に関する総合的かつ基本的計画を策定し、実施するものとします。

36 3 県は、市町村の行うエネルギー自立地域の形成等に関する施策の総合調整にあたる
37 ものとします。

1 (県民及び事業者に対する的確な情報の提供と必要な支援)

2 **第5条**

3 県は、県民及び事業者に対し、省エネルギーの推進及び地域における再生可能エネル
4 ギー導入の促進に関する的確な情報の提供及び必要な支援をするものとします。

5 (省エネルギーと再生可能エネルギー導入のための産業の育成等)

6 **第6条**

7 県は、省エネルギーの推進し、地域における再生可能エネルギー導入を促進するために、
8 関連する産業の育成、雇用の創出、地域経済の活性化に努めます。

9 (地域づくり)

10 **第7条**

11 県は、市町村、住民、事業者と連携し、省エネルギーの推進及び地域における再生可能
12 エネルギー導入の促進に取り組む地域づくりに努めます。

13 (子どもたちへの教育)

14 **第8条**

15 県は、学校教育及び社会教育において、次世代を担う子どもへのエネルギー利用及び
16 環境のあり方についての教育に関する取組を行い、支援します。

17 (公共施設における実施等)

18 **第9条**

19 県は、県の公共施設における省エネルギーの推進及び地域における再生可能エネルギ
20 ー導入の促進に関する施策を実施します。

21 (施策の策定等に当たっての配慮)

22 **第10条**

23 県は、その実施する施策の全般にわたり、エネルギー自立地域の形成等の推進に配慮
24 するものとします。

25 (エネルギー自立地域等の形成に関する教育)

26 **第11条**

27 県は、学校教育及び社会教育を通じて、地球環境の保全、循環型社会の実現、地域に
28 おけるエネルギー自立の理解とこれを主体的に担う意識が育つよう必要な施策の実施に
29 努めるものとします。

30 (県民及び事業者の理解を深めるための措置)

31 **第12条**

32 県は、県民及び事業者が基本理念に関する理解を深めるように、広報活動その他の必
33 要な措置を講ずるものとします。

34 (市町村の責務)

35 **第13条**

36 市町村は当該市町村のエネルギー自立地域の形成等に関する基本的な方針を策定し、

1 及びこれを実施するよう努めるものとします。

3 **第3章 県民及び事業者の責務**

4 **(県民の責務)**

5 **第14条**

6 県民は、日常生活において、省エネルギーの推進及び地域における再生可能エネルギー
7 導入の促進に積極的に努めるとともに、県及び市町村が実施する施策に協力するよう
8 努めるものとします。

9 **(事業者の責務)**

10 **第15条**

11 事業者は、その事業活動を行うに当たって、省エネルギーの推進及び地域における再
12 生可能エネルギー導入の促進に積極的に努めるとともに、県及び市町村が実施する施策
13 に協力するよう努めるものとします。

15 **第4章 持続可能な循環型社会とエネルギー自立地域の形成に関する基本計画等**

17 **(持続可能な循環型社会とエネルギー自立地域の形成等に関する基本計画の策定)**

18 **第16条**

19 1 知事は、エネルギー自立地域の形成等に関する施策に関する基本的な方針を示す計画
20 (以下「基本計画」という。)を策定するものとします。

21 2 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、広く県民及び事業者の意見
22 を反映させるよう努めるとともに、島根県エネルギー自立地域形成等審議会の意見を聴
23 くものとします。

24 3 前項の規定は、エネルギー自立地域形成等計画の変更について準用します。

25 4 知事は、少なくとも3年ごとに基本計画を検討し、必要に応じて見直すものとします。

26 **(実施計画)**

27 **第17条**

28 1 知事は、基本計画策定後、1年を目途に実施計画を策定するものとします。

29 2 知事は、計画の策定に当たっては、あらかじめ、県民及び事業者の意見を反映させる
30 よう努めるとともに、島根県エネルギー自立地域形成等審議会の意見を聴くものとしま
31 す。

32 3 知事は、毎年、基本計画及び実施計画策定の進捗状況及び施策の実施状況について、
33 県民に公表するものとします。

34 **(施策の推進)**

35 **第18条** 県の施策は、基本計画及び実施計画に沿って進めるものとします。

36 **(調査研究)**

37 **第19条**

1 県は、エネルギー自立地域の形成等に関する施策を策定し、及び実施するため、必要
2 な調査研究を行うものとします。

3 **(推進体制の整備等)**

4 **第20条**

5 県は、エネルギー自立地域の形成等に関する施策を総合的に策定し、及び実施するた
6 め、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

7 **(拠点施設の設置)**

8 **第21条**

9 県は、エネルギー自立地域の形成等に関する施策を実施し、並びに県民及び民間の団
10 体が行うエネルギー自立地域の形成等の推進に関する活動を支援するための拠点となる
11 施設を設置するものとします。

12 **(年次報告)**

13 **第22条**

14 知事は、毎年、エネルギー自立地域の形成等の促進のために、県が講じた施策並びに
15 施策によって達成した再生エネルギーの内容及び割合(自立度)に関する報告書を作成
16 し、これを公表しなければなりません。

17
18 **第5章 島根県エネルギー自立地域形成等審議会**

19 **(設置)**

20 **第23条**

21 次に掲げる事務を行うため、島根県エネルギー自立地域形成等審議会を置きます。

22 **(審議会の所掌事務：知事の諮問等)**

23 **第24条**

24 審議会は、知事の諮問を受け、次に掲げる事項について、調査・審議し、意見を述べ
25 ます。

- 26 1 持続可能な循環型社会とエネルギー自立地域の形成等に関する基本計画及び実施計画
27 の策定
28 2 エネルギー自立地域形成等の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項につ
29 いて提言すること。
30 3 県が実施するエネルギー自立地域形成等基本計画の推進に関する施策の実施状況につ
31 いて意見を述べること。

32 **(審議会の所管事務：知事への建議など)**

33 **第25条**

- 34 1 審議会は県民からエネルギー自立地域の形成等に関する施策等について、規則に定め
35 る様式により知事に申し出があった事項について、調査・審議し、その結果を知事に
36 報告するとともに、申し出をしたものに通知します。
37 2 審議会は、エネルギー自立地域形成等に関し、必要と認める事項について、調査・審

1 議し、知事に意見を述べます。

2 (委員)

3 第26条

4 1 審議会は、委員30人以内で組織します。

5 2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものと
6 します。

7 3 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命します。

8 一 省エネルギー、環境問題、再生可能エネルギー等に関し、学識経験を有する者

9 二 エネルギー自立地域等形成に関わる活動を行う住民団体、事業者団体等を代表する
10 者

11 三 公募に応じた者

12 四 その他、知事が適当と認める者

13 4 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残
14 任期間とし、再任されることができます。

15 5 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定めます。

16 6 会長は、会務を総理し、委員会を代表します。

17 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理します。

18 8 その他、委員会に関する事項は別途定めます。

19 (専門部会)

20 第27条

21 1 審議会は、必要に応じ、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができます。

22 2 専門の事項を調査審議するために必要があるときは、部会に専門委員を置くことがで
23 きます。

24 3 専門委員は、知事が任命します。

25 4 専門委員の任期は、専門の事項に関する調査審議が終了するまでとします。

26 (委任)

27 第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で
28 定めるものとします。

29 付則

30 (施行期日)

31 1 この条例は、公布の日から施行するものとします。

32 (基本計画策定期日)

33 2 基本計画は、平成〇〇年度中に策定するものとします。